

推定相続人による暴力行為が虐待または著しい非行に該当するとして廃除された事例

【文献種別】 決定／大阪高等裁判所
【裁判年月日】 令和1年8月21日
【事件番号】 令和1年（ラ）第681号
【事件名】 推定相続人廃除申立却下審判に対する抗告事件
【裁判結果】 原審判取消、申立認容
【参照法令】 民法892条・893条・894条・895条
【掲載誌】 判時2443号50頁、判タ1474号19頁
◆ LEX/DB 文献番号 25566201

愛知学院大学教授 鈴木伸智

事実の概要

B（昭和46年×月×日生）は、被相続人（昭和19年×月×日生）の長男であり、平成16年から、被相続人が経営する会社で働くようになった。

Bは、平成19年5月頃、被相続人を殴打し（①暴行）、平成22年4月16日頃には、被相続人を突き飛ばして転倒させた（②暴行）。被相続人は、平成22年4月19日、甲病院を受診し、右第10肋骨および左第8肋骨の骨折並びに外傷性の左気胸と診断され、同病院に入院した（同月22日付けの同病院・乙医師作成の診断書では、左気胸は軽快し同月23日退院予定であり、肋骨骨折は全治約3週間である旨診断されている）。さらに、Bは、平成22年7月15日、被相続人の顔面を殴打し、被相続人は鼻から出血した（③暴行）。

被相続人は、平成23年3月29日、公正証書遺言（以下「本件遺言」という）において、Bが、被相続人に対し、しばしば殴る蹴るの暴行を加えるなど虐待を繰り返し、また、重大な侮辱を加えたことを理由として、Bを被相続人の推定相続人から廃除するとの意思表示をした。

本件は、被相続人の遺言執行者であるAが、本件遺言にもとづき、Bを推定相続人から廃除することを求めた事案である。

原審判（大阪家審平31・4・16）が申立てを却下したため、Aが抗告した。

決定の要旨

「推定相続人廃除の制度は、遺留分を有する推定相続人（以下単に「推定相続人」という。）が

被相続人に対して虐待をし、若しくはこれに重大な侮辱を加えた場合、又は推定相続人にその他の著しい非行があった場合、それらが相続的共同関係を破壊する程度に重大であったときに、推定相続人の相続権を剥奪する制度である。上記制度趣旨に鑑みれば、法は、推定相続人の廃除が被相続人の恣意によってなされることを想定していないというべきであり、推定相続人の行った言動が、廃除事由である虐待、重大な侮辱又は著しい非行に当たるといえるためには、被相続人の意向や推定相続人による言動の外形だけではなく、そのような言動がされるに至った原因や背景等の事情を考慮した上で、当該推定相続人からその相続権を剥奪するのが社会通念上相当と認められることが必要と解すべきであり、「Bの被相続人に対する一連の暴行は、民法892条所定の『虐待』又は『著しい非行』に当たり、社会通念上、Bから相続権を剥奪することとなったとしても、やむを得ないものと言うべきである」。

判例の解説**一 廃除制度の意義**

廃除は、一定の廃除事由がある場合に、被相続人の請求にもとづいて、推定相続人の相続資格を剥奪する制度であり（民892条）、生前だけでなく遺言によってすることもできる（民893条）。一定の事由があれば法律上当然に効果が発生する相続欠格（民891条）とは異なり、被相続人の恣意による廃除を防止するため、裁判所が関与する仕組みを採っている。また、被相続人は、いつでも廃除の取消しを請求することができ、遺言に

よる取消しも可能である（民894条）。司法統計年報家事事件編によれば、この5年間（平成27年度～令和元年度）の「推定相続人の廃除及びその取消し」（家審法乙9を除く）の認容率は平均約20.4%（既済総数平均205件、却下率平均約45.3%、取下率平均約31.8%）であり、裁判所は廃除請求の認容には慎重な態度を示しているといえよう。

二 廃除制度の根拠

廃除制度の根拠について、学説は、①相続的協同関係破壊説（相続的協同体あるいは家族的協同体を破壊する可能性に対する制裁）¹⁾、②人的信頼関係破壊説（被相続人と推定相続人との間の人的信頼関係を破壊したことに対する制裁）²⁾、③個人的理由説（相続制度の個人的理由に照らして不適・不当と認められる場合の制裁）³⁾に分かれており⁴⁾、およそ、①・②説は、相続制度の本則を法定相続におくもの、③説は、遺言相続におくものと説明される。相続人の遺留分確保（法定相続主義）と被相続人の意思尊重（遺言相続主義）という矛盾する2つの要請が対立するなかで⁵⁾、とくに③説の立場から、廃除請求の認容に慎重な裁判所の態度に対して、被相続人の主観を軽視しすぎているのではないかという批判が生じている⁶⁾。

三 廃除事由——とくに「暴力行為」について

多くの裁判例は、本件の決定の要旨と同様の枠組みで廃除請求の認否を判断しているが、具体的には、どのような行為が廃除事由に該当するのだろうか。民法892条は、虐待、侮辱、著しい非行を挙げるが、それぞれを客観的に確定することは困難であるともいわれている⁷⁾。しかし、本件のような暴力行為による虐待については、その行為の態様および結果（たとえば傷害）は明白である。問題となるのは、当該暴力行為が廃除事由である虐待等に該当すると認定されるか否かである。

刑法上の傷害罪（刑204条）や暴行罪（刑208条）の構成要件を満たすような行為は虐待に該当すると解されている⁸⁾。裁判例でも、たとえば、岡山家審平2・8・10（家月43巻1号138頁）では、拳で申立人（被相続人）らを殴打したり、蹴ったりしたという暴力行為などの一連の行為が、被相続人に対する「虐待、重大な侮辱またはその他著しい非行」に該当するとして廃除請求が認容された。また、大阪高決平17・10・11（家月58巻6

号65頁）では、継続的な暴力行為（3度目の暴力行為では、申立人（被相続人）の髪の毛をわしづかみにして、顔を平手打ちし、さらに押し倒して身体の上に覆いかぶさり、その首を絞めるなどした）などがあり、「虐待、重大な侮辱及び著しい非行が認められる」として、廃除請求が認容された。一方、東京家八王子支審平3・10・31（家月45巻5号86頁）は、相手方が申立人（被相続人）にやかんを投げつけて申立人が傷害を負うという暴行（および侮辱）の事実があっても、それが一時的対立から発生した一過性のものであれば、廃除事由には該当しないと判示した⁹⁾。また、名古屋高金沢支決平2・5・16（家月42巻11号37頁）は、相手方が原告人（被相続人）に反抗し、「物を投げつけたり、制止のためとはいえ、老人に対し暴力を行使し、傷害を与えたこと」は無視できないが、その直接の原因は原告人にあり、「原告人が受けた暴行・傷害・苦痛は、相手方……だけに非があるとはいえず、原告人にもかなりの責任がある」ため、「相手方の相続権を奪うことを正当視する程度に重大なものと評価するに至ら」ないと判示し、同様に、東京高決平8・9・2（家月49巻2号153頁）は、家庭内の紛争については「被相続人にも相応の責任があり」、「原告人と被相続人は家族としての協力関係を一応は保っていたというべきで、相続的共同関係が破壊されたとまではいえない」と判示して、廃除請求を却下している。

このようにみると、裁判所は、暴力行為が数回に及び（一過性のもではなく）、被相続人に一定の誘発責任が認められない場合でなければ、当該暴力行為を廃除事由である虐待等とは認定しない傾向にあるといえそうである。

四 遺言廃除にかかわる問題

1 廃除と明記されていない遺言では、当該遺言の解釈が問題となる。たとえば、「私の現在の財産年金の受給権は〇〇にわ一切受取らせないようお願いします」という遺言の趣旨を、相続分ゼロの指定ではなく、廃除の意思であると解した事例がある（広島高決平3・9・27家月44巻5号36頁）。このように、遺言書に明確に廃除の文言が表示されていなくても、客観的に推定相続人を廃除する意思が認定されれば、廃除請求と解することができる¹⁰⁾。

それでは、廃除と明記してある遺言があるもの

の廃除が認容されなかった場合は、法定相続分にもとづく分与がなされるのだろうか。この点について、相続分ゼロの指定と解釈すべきという見解がある。その理由として、廃除と明記した遺言者は少なくとも通常の相続分を与えたくないという意思を有している可能性があること、「一切受取らせない」旨の文言が記されている場合には、廃除の意思が認定されなくても相続分ゼロの指定として解釈されうることとの不均衡、が指摘されている¹¹⁾。

2 遺言による廃除の意思が明確である場合には、家庭裁判所は職権で、廃除事由の有無について事実調査および証拠調べをすることになる¹²⁾。廃除事由の判断における客観的妥当性を確保するためには、十分な職権調査によって収集された事実関係を詳細かつ具体的に判断することが重要であり¹³⁾、遺言廃除では、生前廃除以上に、裁判所が後見的な役割を果たすことが期待される。生前廃除であれば、被相続人自身に対する審問等により事実関係を明らかにすることも可能であろうが（当初、主張していなかった事実を追加的に主張する場合もある）、それと同等のことを遺言執行者等に求めるのは酷だからである¹⁴⁾。その意味で、遺言廃除の職権調査には、生前廃除以上の慎重さが求められるだろう。

3 遺言廃除と生前廃除とで、その判断基準に差異を設けるべきか否か検討の余地はないかという指摘がある¹⁵⁾。これは、廃除制度の根拠の捉え方に加え、遺言廃除の認容が取消しのできない終局的な判断となることをどのように評価するかによると思われる。なお、前記③説からの批判は、「いつでも取り消せる」ことが念頭にあり¹⁶⁾、遺言廃除でも同様に解するののは定かでない¹⁷⁾。

五 本事実の検討

1 本件において、Bが被相続人に対して3度の暴行を加え、被相続人に肋骨骨折等の傷害を負わせたことについては争いがない。

原審判は、①暴行については「被相続人がその妻（Bの母）に暴行を加えたのを咎めたため」、②暴行については「会社の業務に関連して被相続人と口論になり、被相続人が殴りかかってきたのに反撃したため」、③暴行については「Bが近

隣のビルのオーナーから相談を受けて手配した契約（……）を被相続人が無断で取消したことに立腹したため」というBの主張について、括弧を付けて「（Bは、……陳述書において、申立人が具体的に主張していない暴行に言及するなど、自己に不利益な事柄についても述べていること、申立人の提出した……陳述書にも、被相続人とBが共に仕事をする中で喧嘩をしていた旨の記載があること等に照らせば、上記供述は一応の信用性を有するものと認めるのが相当である。）」と判断し、一方、②暴行の態様についての「Bが被相続人を掃除機のバッテリーで殴った」という申立人の主張については、これも括弧を付けて「（……本件記録によってもそのような事実を認めるに足りない。）」と述べた上で、「申立人は、……Bによる暴行の原因や背景については、Bの上記供述中に事実と反する部分があるか否かも含めて、特段主張をしておらず、また、申立人が提出した資料によっても、Bの上記供述の信用性を否定するだけの事実を認めるに足り」ず、「Bが被相続人に暴行を加えた原因や背景については、被相続人の言動がBによる暴行を誘発した可能性を否定できないというべきであり、暴行により生じた傷害の内容等を踏まえても、Bが被相続人に暴行を加えて傷害を負わせたこと自体を理由に、Bからその相続権を剥奪するのが社会通念上相当であると認めることはできない」として、廃除請求を却下した。

これに対して、本決定は、Bが②暴行に至った理由について、「Bは、……D法律事務所のE弁護士に宛ててファクシミリにより送信した書面において、平成22年4月16日頃の暴行に関し、被相続人が『オマエが体調を壊すと会社の支障になる。だから妻の世話などするな。』と言ったことに激怒し、被相続人を殴り倒した旨記載しているのであって、被相続人が殴りかかってきたため反撃した旨のBの上記陳述は信用することができ」ず、その他の暴行についても、「上記その点に、上記陳述書の記載内容にいずれも客観的な裏付けを欠くことなどを併せ考慮すれば、直ちには信用することができない」とした。そして、その上で、「仮に、平成22年4月16日頃を除く各暴行についてBが陳述するような理由があり、被相続人の言動にBが立腹するような事情があったとしても、それに対し、当時60歳を優に超えていた被相続人に暴力を振るうことをもって対応す

ることが許されないことはいうまでもなく、被相続人が②・③暴行によって傷害を負ったことの重大性から、「Bの被相続人に対する上記各暴行は、社会通念上、厳しい非難に値するものと言うべきであり、廃除事由に該当すると結論づけた。

2 原審判は、Bが「自己に不利益な事柄」を陳述したこと等をもって「一応の信用性を有する」と判断し、一方で、申立人（遺言執行者）の主張をBの供述を否定するには不十分であるとして、被相続人の誘発責任を認定し、「Bが被相続人に暴行を加えて傷害を負わせたこと自体」では廃除事由に該当しないと判断している。

これに対して、本決定は、Bの陳述には直ちに信用をおかず（矛盾を指摘し）、たとえ被相続人によるBを立腹させるような行為があったとしても、②・③暴行の際には66歳前後であった被相続人に暴力で対応し、傷害を負わせたこと自体（原審判のいう「Bが被相続人に暴行を加えて傷害を負わせたこと自体」）を重視している。

3 このようにみると、結論の相違は、主として、①Bの供述に対する信用度、②Bによる暴力行為の評価によるものといえよう。①については、詳細はわからないものの、原審判の判断は、申立人（遺言執行者）にとっては酷すぎるという印象を受ける。②については、被相続人の誘発責任との衡量の結果であろうが、筆者は、「暴力を振るうことをもって対応することが許されないことはいうまでもない」という本決定の姿勢に首肯する。平成18年に高齢者虐待防止法が施行され、「高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること」（高齢者虐待防止法2条4項1号イ・5項1号イ）は虐待とされ¹⁸⁾、また、射程は異なるものの、令和元年改正の児童虐待防止法14条1項も「体罰を加えること」を明示的に禁止している。暴力行為に対する法的・社会的評価は厳しいものになっているといえよう。

本決定は、廃除請求の認否の枠組みは従来通りでありながら、暴力行為に対する評価という点で時代に即した判断をしたものといえ、今後の実務の参考となるだろう。

●—注

1) 中川善之助＝泉久雄『相続法(第4版)』(有斐閣、2000年)

- 91頁。
- 2) 潮見佳男『詳解相続法』(弘文堂、2018年)45頁、窪田充見『家族法(第4版)』(有斐閣、2019年)395頁。
 - 3) 舟橋諄一「相続人の廃除」中川善之助教授還暦記念『家族法大系VI相続(1)』(有斐閣、1960年)80～81頁。
 - 4) 学説の分類は、潮見佳男編『新注釈民法(19)相続(1)』(有斐閣、2019年)129～130頁〔冷水登記代〕に依拠した。
 - 5) 田中通裕「相続人の廃除に関する若干の考察——制度の根拠と廃除の判断基準を中心として」判タ1037号(2000年)59頁。
 - 6) 倉田卓次「父母の反対の意向を無視して暴力団員と結婚し、父の名で披露宴の招待状を出すなどした娘を、父は推定相続人から廃除できるか」リマックス8号(1994年)92頁。
 - 7) 中川＝泉・前掲注1)94頁。また、実務でも、それぞれを格別に区別せずに、推定相続人による一連の行為を「虐待、侮辱、著しい非行に該当する」と判断しているものが多いといわれる。坂本由喜子「廃除事由に関する最近の審判例の動向」判タ1100号(2002年)321頁。
 - 8) 潮見編・前掲注4)147頁〔冷水〕。
 - 9) 本件の抗告審(東京高決平4・10・14家月45巻5号74頁)では、被抗告人(推定相続人)の行為は一過性のものではなかったとして、廃除請求が認容されている。
 - 10) 清水俊彦「遺言の趣旨を相続分零の指定ではなく推定相続人廃除の意思であると解した事例」平成4年度主判解(判タ821号)128頁。
 - 11) 辻朗「推定相続人の廃除について」中川淳先生傘寿記念論集『家族法の理論と実務』(日本加除出版、2011年)729頁。
 - 12) 中川善之助＝泉久雄編『新版注釈民法(26)相続(1)』(有斐閣、1992年)348頁〔泉久雄〕、潮見編・前掲注4)147頁〔冷水〕。
 - 13) 板倉集一「離婚訴訟中の配偶者を遺言で相続人から廃除した事例」民商135巻4＝5号(2007年)873頁。
 - 14) 伊藤昌司『相続法』(有斐閣、2002年)188頁が指摘するように、遺言廃除には原因(事由)の明示までは要求されないと解するのであれば、尚更である。
 - 15) たとえば、梅澤彩「家族法最新判例ノート第9回推定相続人(実子)の廃除が認められた事例」司法書士454号(2009年)62頁。
 - 16) 倉田・前掲注6)92頁。
 - 17) 却下された廃除遺言を相続分ゼロの指定と解する見解に依拠すれば、裁判所には、廃除かゼロかという選択肢が与えられることになり、遺言による廃除請求は一層認容されづらくなるかもしれない。
 - 18) 能見喜久＝加藤新太郎編『論点体系判例民法11相続(第3版)』(第一法規、2019年)31頁〔本山敦〕は、「高齢者虐待防止法にもとづいて虐待が認定された場合、その認定を根拠として廃除の申立てがなされることが考えられる」と述べる。